



日系企業のリスク管理とビジネス戦略米国訴訟、裁判、仲裁裁定シリーズ (2)

北川 リサ 美智子 弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士
米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

概要

日系企業に参考にしてほしい米国における訴訟、裁判及び仲裁裁定についてのシリーズ第2弾。今回は調停裁定と仲裁裁定について説明する。

この記事は日系企業に参考にしてほしい米国訴訟、裁判および仲裁裁定についてのシリーズ第2弾となる。95%の訴訟は裁判や仲裁の前に示談となるため、実際の裁判や仲裁を経験している米国弁護士は現実的にはごくわずかである。弊法律事務所は世界的に見ても大手といわれるいくつかの法律事務所を相手に、裁判や仲裁裁定で勝訴した経験を持ち合わせており、その勝利の様子はウォール・ストリート・ジャーナル、シカゴ・トリビューン、ロサンゼルス・タイムズ等に掲載された。ここでは、日系企業がリスク管理とビジネス戦略のために考慮したい点や覚えておきたい重要事項を説明する。

裁判外紛争解決(ADR)の手引き

裁判所での訴訟は長期にわたって争われ、金額的にも負担が大きくなる場合がある。裁判所に持ち込まれる案件は莫大(ばくだい)な数であるが、約95%の訴訟は裁判や仲裁の前に示談となることが多い。一方、「裁判外紛争解決(ADR)」は、(裁判官や米国陪審員による)裁判によって公にされることなく、費用の負担を減らしながら和解させるという方法である。問題が起こった場合、日本企業にとっても調停や仲裁は企業秘密の漏洩を防ぎ、時間の無駄を軽減し、訴訟に掛かるコストを節約できるというメリットがある。

ADR: 調停裁定または仲裁裁定

二つの主要なADRとして、「調停裁定」と「仲裁裁定」が挙げられる。

調停裁定は、調停者が当事者と示談の交渉を進め迅速な解決へと導くため、クライアントの時間や法務費用を抑えることができる。

仲裁裁定では、仲裁者(1人または複数)が当事者によって選ばれ、裁判のような形式で仲裁公聴会が開かれ、「アワード」と呼ばれる判決が言い渡される。これは裁判判決と同じ効力を持つため、そのアワードは最終的なものとなる。

費用であるが、法廷裁判では政府が裁判官に給料を支払うが、法廷裁判ではなくADRを使用した場合は当事者が調停者または仲裁者へ支払うことになる。

米国憲法は、民事裁判であっても陪審員裁判への権利を保障している。当事者が拘束力のある仲裁裁定に同意する場合、憲法で保障されている陪審員裁判への権利を放棄することになるため、ADRや仲裁条項が執行されるために公平に交渉されるよう、連邦及び州の法律によって保証されている。仲裁規定は一般的に、陪審員裁判を避けることを実施するための任意の契約条項である。当事者の片方が仲裁条項の執行力について異議を唱えた際、裁判所がその仲裁条項の執行力を調査することになる。

米国連邦仲裁法(Federal Arbitration Act)が、拘束力のある仲裁に関する条項を監督しており、多くの州でも、仲裁裁定を規制する独自の仲裁条項を追加採用している。ADRに執行力を持たせるため、ADR、仲裁条項や被雇用者との仲裁同意書の作成の際には、経験がある弁護士に相談することが重要だ。仲裁裁定が行われる州で州法や米国連邦仲裁法の必要条件が満たされない場合、仲裁条項は実施されず、紛争は法廷裁判に戻されることとなる。

被雇用者との雇用仲裁同意書は、被雇用者の権利を保護するため、州法の必要条件に準ずる。雇用仲裁規定の法規は州によって違うため、被雇用者の働く州によって注意深く作成されなければならない。この仲裁にかかる費用は会社側が支払わなくてはならず、もし被雇用者が通常働いている場所ではない所で仲裁裁定が行われる場合は、被雇用者の旅費を会社が負担しなくてはならない。

1) 私営サービスであるADR

調停裁定は一般的に私営のサービスであり、仲裁裁定は全て私営のサービスとなる。米国には多くの私営の調停者やADR運営会社があり、仲裁や調停のサービスを提供している。ADR運営会社は、特定の争議に経験がある調停者や仲裁者のリストを持っている。ADR運営会社はADRのサービスごとに費用を請求。ADR運営会社の例として、アメリカ仲裁協会(AAA)や司法仲裁調停サービス(JAMS)等がある。事前にADR運営会社を選び、仲裁規定に記載することをお勧めする。

2) 仲裁規則と手順

仲裁裁定の実施には、違う規則があり、当事者が民事訴訟連邦規定などといった手順ルールを選ぶことができる。ほとんどの州には基本的な仲裁規則があり、私営の仲裁運営会社は独自の規則を持っている。仲裁条項では、仲裁で当事者が従うべき規則や手順を明白にするべきである。

3) 裁判地または準拠法

仲裁条項では仲裁が行われる場所(市と州)を特定するべきである。対策として当事者同士にとって中立の場所が選ばれるべきである。そうでない場合、一方が「ホーム裁判所」というような優位な立場を手に入れることになってしまう。例えば、ライセンス契約書で仲裁条項を交渉した際に、実施許諾者がカリフォルニア州サンノゼ市の大手企業である場合、仲裁が同市で行われれば実施許諾者にとって優位となる。なぜならばその会社では、複数のライセンスを持っている可能性があり、同じ仲裁サービス運営会社で、複数の仲裁裁定を行っている可能性もあるからだ。あらかじめ契約書には、どの州の法律に契約が準ずるか明記すべきである。

例えば、商品販売の案件で判決前の特別回収救済をとる場合、売主は公平な差止め命令による救済を受けるため、仲裁ではなく裁判所での裁判とカリフォルニア州法を選び、判決の前に銀行口座や商品を素早く差し押さえることを選ぶこともできる(このような判決前の救済を提供している州は少ない)。

仲裁規定は複雑で長文の場合があるが、一般的に仲裁規定が詳細であればあるほど、アワードが有効となる可能性が高く、仲裁も潤滑に進みやすい。

4) 当事者はADRをどのようにして開始するのか？

当事者は契約書のADR条項の中で、ADRプロセスに同意することが可能である。また、当事者はそこで強制調停条項や拘束力のある仲裁条項を契約条項に加えることも可能だ。強制調停裁定とは、単に当事者に対し調停への参加を義務づけるという意味で、必ずしもそこで和解を成立させなければならぬといった意味ではない。そのため、強制調停はそれほど一般的ではなく、強制仲裁規定の方がはるかに浸透している。

5) 消去法リスト

もし、ADR運営会社が決めた調停者に同意できなければ、ほとんどのADR運営会社では複数の調停者をリスト化した「消去法リスト」を提供している。双方の当事者がそれぞれリストから調停者を消去し、残った者に優先順位をつけることができる。合計して最も優先順位が高い調停者が選ばれることになる。仲裁者は1人の仲裁者または、3人のパネル仲裁者など、当事者の同意によって決定される。当事者が仲裁者を選ぶのだが、仲裁者の決定に同意することはまれであり、消去法リストから選ぶのが一般的である。たまた、仲裁規定の中で、原告と被告がそれぞれ1人ずつ仲裁者を選び、その2人の仲裁者が3番目の仲裁者を選ぶことがある。

6) 調停裁定

調停裁定は調停者が双方の当事者の間に入り解決に至るよう働きかけるプロセスである。もしADR同意書がなく、今まさに裁判所での訴訟が繰り広げられている最中であっても、裁判官が当事者たちに調停裁定を命じ、別の裁判官、退職した裁判官、弁護士等を調停者として指名することもある。法廷調停者はボランティアで行っている場合もあるので、最初の何時間かは無償で調停を提供している。もしその後、当事者たちがその調停者で調停を続けると決めた場合には、当事者たちが調停者への支払いをする。

プライベートな調停の場合、最初のステップは調停者を選ぶことである。JAMS や AAA、JUDICATE WESTなどの民間のADR運営会社は調停者のリストを提供している。当事者はリストの中の調停者で同意するか、または自分たちで選択することもできる。

調停は通常、全ての当事者が別の裁判官の判事室、調停者や弁護士のオフィスなど特定の場所で会合することから始まる。当事者はそれぞれ別の部屋におり、調停者がそれぞれの部屋を行き来する。当事者が一緒になり、それぞれが調停者に言い分を話す場合もある。直接のミーティングは当事者が感情的になる恐れがあり、調停を遅らせたり、妨害につながるかもしれないと調停者は見ている。

調停者は一方の示談の提案を聞き、もう一方と相談する。調停者は中立の立場で、その案件のリスクや弱点を双方の立場から考慮する。このプロセスでは、相手側の言い分に先入観を持たずに聞くことができ、その評定に基づき双方がオファーを出す機会が与えられる。当事者双方は同意に至るよう、各自のオファーを変更していく。調停者は双方が和解に至るようオファーの修正の手助けをする。もし調停者が退職した裁判官であった場合、そのケースの弱点を指摘することができるため、和解するようにプレッシャーをかけることもできる。

重要なのは、調停裁定は解決の保障はされていないということだ。当事者たちは和解しなくてはならないという義務はなく、調停者は当事者に示談を強要することはできない。調停者は最善を尽くして当事者が和解するよう努力するが、一方的に示談の合意を強要することはできない。

双方が調停で解決(和解)に達した際には、合意内容を書面化し、調停の場でその書面へ双方が署名する(和解同意書の作成)。もし当事者が調停で和解できない場合、複数の調停裁定を利用することも可能だ。

当事者が調停で和解できない場合、まるで調停裁定は存在しなかったかのようにケースは続く。当事者は調停で示談が成立しなかったからといって落胆する必要はない。和解に至るまでは、複数回の調停を要するがある場合もあるからだ。

7) 仲裁裁定

仲裁裁定は裁判のようなものである。仲裁者は双方の言い分を聞き、仲裁者が「アワード」と呼ばれる判決を下す。和解に至るよう当事者に働きかけるのではなく、仲裁者がケースに決定を下すことになる。

仲裁裁定には拘束力のないものと拘束力のあるものの2種類がある。非拘束な仲裁裁定は、助言的なアワードのみが答えとなる。もし当事者のどちらかが仲裁の結果に不満がある場合、新たに裁判を要請することができる。一方の当事者が新たな裁判を申し出ることが多いため、拘束力のない仲裁裁定は一般的ではない。たいていの場合、仲裁条項は、拘束力のある仲裁裁定である。

通常、仲裁者は当事者を集め、どのように仲裁が行われるかを説明する(そのような協議はコンファレンス電話で行われる場合もある)。協議の中では、当事者は証拠の交換(証言録取、質疑、書類作成・提出等)の計画を立てる。その場で仲裁予定日を決めることさえもある。

事前に仲裁者にケースの情報を渡すため、弁護士が簡潔な仲裁書を作成する。ヒアリングは双方の弁護士が、短い冒頭陳述で事件(ケース)の事実を仲裁者に説明することによって始まる。双方は証言のために証人を呼び、相手側がそれぞれの参考人を反対尋問する。全ての証言が終了した後、弁護士は証拠と法律を総括する最終弁論を行う。弁護士に書面を提出させる仲裁者もいる。

証拠に関するルールは仲裁の方がはるかに緩やかである。仲裁者は、各文書に詳細な口述書がない文書でも受け付ける。また、証人が実際に法廷に出廷しなくても、ビデオコールや電話での証言も許可している。証拠に関する規則が緩いため、ケースの決着を著しく早めてくれるので、当事者にとっても有利だ。

仲裁の日程は決まっていることが多いため、法廷裁判よりより都合が付きやすいのが特徴だ。裁判であれば、他の裁判が遅延した場合、延期されることがある。日本などの遠距離から参考人が呼ばれる場合、これは重要となる。仲裁は、仲裁裁定が開始する日時がはっきりしているため、予定が立てやすい。

仲裁が終結すると、仲裁者は「アワード」を発表する。仲裁者は裁判官ではないため、判決として発表される前に「アワード」は法廷で承認されなければならない。仲裁裁定の決定は最終であり、控訴することは難しい。敗訴した側が「アワード」を覆することができる法的根拠は極めてわずかで、ほとんどの仲裁裁定は最終判決として認定される。

結論

費用も時間もかかる裁判よりも、ADRは争議を解決させる方法としてより一般化してきている。調停も仲裁も紛争解決手続きに大いに役立っている。調停裁定は調停者が双方に和解するよう促すので、コストは安い。仲裁は、裁判に比べ陪審員の判決リスクや高額な費用を避けることができる。裁判であれば数年にわたる訴訟があるかもしれないが、仲裁はそれほどの時間をかけずにアワードという最終判決を決めることができる。

KITAGAWA & EBERT, P.C.



北川&イベート法律事務所
Business Lawyers
www.JAPANUSLAW.com Tel (949) 788-9980

北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富である。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能なチーム。

北川リサ 美智子 弁護士

Lisa M. Kitagawa, Esq.
California, Texas, Georgia, New York
KITAGAWA & EBERT, P.C.

(MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960
Irvine, CA 92618

(TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor
Plano, TX 75024

Tel (949) 788-9980

Fax (949) 788-0918

info@japanuslaw.com

カリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州
ニューヨーク州弁護士

東京大学研修・京都大学法学修士

経験専門技術、道徳性においては

全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated

米国弁護士協会会員

米国連邦最高裁判所認定弁護士